

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
樋口土木株式会社	茨城県稲敷郡阿見町住吉2丁目3番地19	2-022501

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間 平成24年5月25日 ～ 平成24年6月7日（2週間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事

4 事実概要

樋口土木株式会社（元請）外1者は、平成24年2月14日、茨城県竜ヶ崎工事事務所発注の河川災害復旧工事（稲敷市町田地内）において、クレーン機能付きバックホウにより、仮締切に使用していた大型土のうの撤去作業をしていたところ、重機がバランスを失い河川側に倒れ、玉掛け作業中の作業員が重機と大型土のうの間に挟まれ重体となった。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により工事関係者の負傷事故を起こしたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）別表第1第8号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第1第8号〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)